

概要版

大田区 児童館構想

こどもの居場所づくり



大田区
令和7年3月

■大田区児童館構想とは

我が国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据えて総合的に推進していくため、2023(令和5)年4月に「こども基本法」が施行されました。また、同年12月に閣議決定した「こども大綱」・「こどもの居場所づくりに関する指針」において、こどもの居場所づくりの重要性や方向性が示され、2024(令和6)年12月、「児童館ガイドライン」が改正されました。

大田区では2016(平成28)年に策定の「児童館のあり方について」において、児童館から学校内施設への学童保育事業の移行、児童館や中高生ひろばの整備の方針を示しています。

「大田区児童館構想」は、「児童館のあり方について」を整理し、国の動向や区のこどもの居場所を取り巻く状況等を踏まえながら、今後の児童館のめざすべき姿を改めて見直し、取組みの方向性を示すものとして策定します。

■現状と課題

●利用者ニーズへの対応

児童館は乳幼児親子から小・中・高校生世代まで、幅広い年代に利用されています。一方で、利用者数や利用者の年代の割合など、施設ごとの利用状況に差が生じています。利用者ニーズや利用状況を捉えながら、ニーズに即した施設整備やプログラムの充実が求められています。

また、こどもの声を聴き、その意見を反映し、結果をフィードバックしていく必要があります。

●施設の機能・配置の検討

「児童館のあり方について」において、おおむね28施設の児童館を指すとしていますが、現在、45施設の児童館が設置されています。築40年を超える建物が32施設あり、今後、多くの施設において改修等が必要となるなど、施設の老朽化も課題となっています。

こうした施設の状況、多様なニーズを踏まえながら、地域ごとに、中枢となる児童館や各年代のニーズに対応した機能強化型の児童館を配置し、改修や統廃合を進める必要があります。

～ 児童館をめざすべき姿・目標のイメージ ～

児童館

すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、
健やかに育ち、子育て・子育てを支える児童館



こどもの
意見の尊重

★こどもは自由に来て
安全に過ごせるよ！
☆いつでも相談したり助
けてもらえたりする職員
がいるよ！



こどもの
権利擁護



基本目標 1：すべてのこどもの権利が守られ、こどもの意見が尊重され、
こどもが考える・携わる児童館をめざします



災害時のこどもの
居場所の確保



オンライン上の
交流等の実施

●思いっきり運動し
たい！
●中高生が利用しや
すい居場所もね！

●乳幼児が安全
に遊べる場所！
●親同士も交流
したいわ



こどもが安心
して過ごせる
居場所づくり



多様な子育て
ニーズへの対応



基本目標 2：こどもを主体とする居場所づくり、多様な子育てニーズに対応する
児童館をめざします



地域との
連携・協働

民生委員
児童委員

地域
ボランティア



地域のこどもの
居場所だよ！

児童館

子ども食堂



基本目標 3：地域とつながる子育て・子育てを支援します

こどもや保護者の声に耳を傾け、
課題と一緒に考え、サポートする
職員を育みます

こども・家庭が自分
の居場所を見つけ
るための支援



児童館職員の
人材育成



持続可能な
施設づくり
の推進

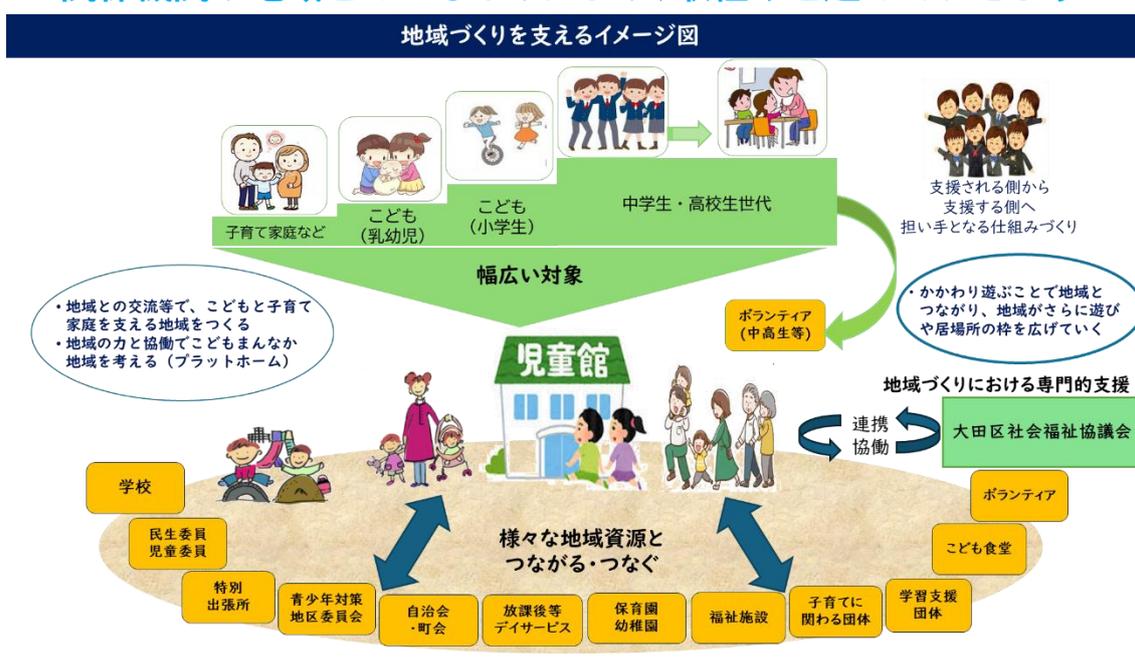


基本目標 4：こどもと家庭を守り支える持続可能な施設を運営します

～ 主な取り組み項目 ～

こどもの意見の尊重	A こどもが主体的に参画、参加できる仕組みづくり
こどもの権利擁護	B こどもの権利擁護に関する地域への理解促進
	C こどもを人権侵害から守るための取り組みの推進
こどもが安心して 過ごせる居場所づくり	D 様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化
	E こどもの心身の健全育成の促進
	F インクルーシブな環境で安全に安心して過ごせる居場所の提供
	G ICT等を活用したこどもの居場所づくりの充実
	H 災害時等の非常時におけるこどもの居場所の確保
多様な子育てニーズへの 対応	I 多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備
	J 関係機関との連携によるソーシャルワーク機能の強化
地域との連携・協働	K 地域活動団体、地域のボランティア等と連携した取り組みの推進
	L こどもの居場所づくりネットワークの形成
こども・家庭が自分の居場所 を見つけるための支援	M 居場所に関する情報発信・提供の強化
	N 地域とつながるソーシャルワーク機能の強化
児童館職員の人材育成	O 児童館運営を担う人材確保
	P 児童館職員の人材育成
	Q 委託児童館の運営に係るフォローアップの強化
持続可能な施設づくりの 推進	R 施設の機能更新
	S 施設の適正配置に向けた検討

～ 関係機関や地域とのつながりにより、取り組みを進めていきます ～



発行年月：令和7年3月

発行：大田区子ども家庭部子育て支援課 〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1111(代表)